

区役所・支所と連携して、
地域を応援します！

支援事業募集の御案内

裏面へ

地域コミュニティサポートセンターの御案内



京都市では、平成24年4月に地域コミュニティ活性化推進条例を施行し、地域住民の皆さんが支え合い、安心して快適に暮らせる「地域コミュニティ」の実現に向けた取組を進めています。

その取組の一環として、地域の絆づくりに向け奮闘されている皆さんを積極的に応援するため、自治会・町内会の運営や地域の課題などについての相談に応じる窓口として、「地域コミュニティサポートセンター」を開設しました。

区役所・支所地域力推進室をはじめ、関係部署・機関等と連携し、地域コミュニティ活性化に必要な相談対応や助言、情報提供を行います。

(相談内容)

- ①自治会・町内会などの運営について
- ②地域コミュニティに関する地域課題の改善を目指す取組について
- ③その他、助言や情報提供など

規約や会計を見直したい。

引っ越して来たけど町内会の窓口が分からない。

町内会への加入を呼び掛けたいけど、どうしたらいいんだろう？

町内会を法人化したい。

行事がマンネリ化している。

他の町内会は、どうしてるんだろう？ NPOなどと一緒に活動できないかな？

<地域コミュニティサポートセンターの概要>

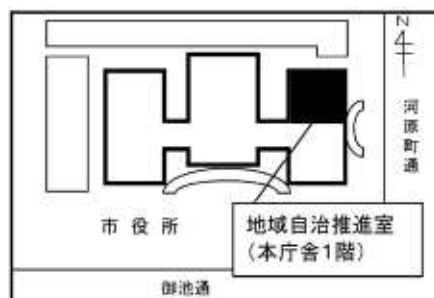
場 所 京都市役所本庁舎1階 文化市民局地域自治推進室内
相談時間 午前9時～午後5時
相談方法 来庁、電話、FAX、Eメール

※ 来庁される場合は、対応スペースに限りがありますので、事前に電話で予約をお願いします。

皆の輪で暮らし安らく

連絡先 電話番号 222-3098
FAX番号 222-3042
Eメール chiikizukuri@city.kyoto.jp

住 所 〒604-8571 (郵送の場合、住所不要)
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488



自治会加入促進などの
取組を応援します！

地域コミュニティサポートセンターの御案内

裏面
へ

「地域コミュニティ活性化に向けた支援制度」 支援事業を募集

近年、住民相互のつながりが希薄化し、自治会組織への加入率も低下傾向にあると言われていることから、京都市では、地域の活性化に向け奮闘されている皆さんを積極的に応援するため、住民組織等が主体となって行う地域活動への参加・協力や、地域住民相互の交流・協働を促進するための取組に対して助成金を交付します。

1 助成対象となる団体

- (1) 学区単位の「地域自治を担う住民組織」（学区自治連合会など）
- (2) (1) の「地域自治を担う住民組織」が推薦する団体（町内会、住民グループなど）

2 助成対象となる事業

- (1) 自治会等に参加していない住民を主たる対象として行う自治会等の活動内容、地域の魅力等の情報発信事業
例) 加入促進チラシの作成・配布、ホームページの作成など
- (2) 自治会等に参加していない住民と参加している住民の交流事業又は協働事業
例) 説明会や交流会の開催など
- (3) 自治会等が存在していない地域において新たな自治会等の設立に向けて取り組む事業
例) 設立準備会の開催など
- (4) その他、自治会等の加入率向上又は地域住民の地域コミュニティへの参加促進に寄与する事業
例) 既加入者への啓発事業（未加入者との関係構築、呼び掛けのための気運づくり等）など

3 助成金額：100,000 円以内 ※ただし、以下に掲げる経費は、交付の対象外

- ・助成対象団体の事務所等の維持経費
- ・助成金額の4分の1を超える額の備品の購入費
- ・研修会等への参加に要する経費
- ・助成対象団体の構成員に対する人件費、謝礼
- ・飲食費（事業に必要な茶菓代を除く）
- ・その他市長が適当でないと認める経費

4 申請方法

区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当に事前相談のうえ、所定の申請書を提出してください。※予算に限りがあるため、助成希望多数の場合は交付できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

5 募集締切：平成24年9月20日（木）

6 問合せ先：京都市文化市民局地域自治推進室 地域づくり推進担当（☎222-3049）

